⑻　入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑼から⑮までにおいて同じ。）　592単位
⑼　入所定員が36人以上40人以下の場合　547単位
⑽　入所定員が41人以上50人以下の場合　485単位
⑾　入所定員が51人以上60人以下の場合　471単位
⑿　入所定員が61人以上70人以下の場合　457単位
⒀　入所定員が71人以上80人以下の場合　442単位
⒁　入所定員が81人以上90人以下の場合　427単位
⒂　入所定員が91人以上の場合　412単位

ホ　主として肢体不自由（法第６条の２第３項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
⑴　入所定員が50人以下の場合　705単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合　696単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合　684単位
⑷　入所定員が71人以上の場合　671単位

注１　指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第２条第１号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

２　イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合

⑵　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第１項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95

３　児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合　148単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合　74単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合　49単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合　37単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合　24単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合　21単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合　18単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合　16単位
⑽　入所定員が91人以上100人以下の場合　14単位
⑾　入所定員が101人以上110人以下の場合　13単位
⑿　入所定員が111人以上120人以下の場合　12単位
⒀　入所定員が121人以上130人以下の場合　11単位
⒁　入所定員が131人以上140人以下の場合　10単位
⒂　入所定員が141人以上160人以下の場合　９単位
⒃　入所定員が161人以上180人以下の場合　８単位
⒄　入所定員が181人以上の場合　７単位

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が30人以下の場合　49単位
⑵　入所定員が31人以上40人以下の場合　37単位
⑶　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位
⑷　入所定員が51人以上60人以下の場合　24単位
⑸　入所定員が61人以上70人以下の場合　21単位
⑹　入所定員が71人以上の場合　18単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合　148単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合　74単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合　49単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合　37単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合　24単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合　21単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合　18単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合　16単位
⑽　入所定員が91人以上の場合　14単位

ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が50人以下の場合　29単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合　24単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合　21単位
⑷　入所定員が71人以上の場合　18単位

４　職業指導員を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が10人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　148単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　49単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合
㈠　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　73単位
㈡　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　49単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合　49単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合　39単位